

臨 時 号

都区制度改革

<発行日>毎月1日・11日・21日



山田宏区長

私たちの区税が 江戸東京博物館に 使われるのはなぜ!

今、東京都と23区との間で、都区の役割分担とそれに応じた財源配分 の問題について協議が行われています。しかし、交渉は難航しており、 いまだ解決の糸口さえ見いだせない状況です。そこで、今回はあらた めて、都区の間にある問題とは何か、なぜ解決できないのか、どうし たら解決できるのか、などについて区長と議長に語ってもらいます。



◈都と区の関係は?

都区間には、都区財政調整制度という23区に固有の仕組みがあり ます。本来、市町村税である固定資産税、市町村民税法人分、特別 土地保有税の3税(これを調整3税といいます)を東京都が徴収して、そ の52%を23区に配分するという仕組みです。いわば東京都版の地方交付税 制度。以前は、区は都の内部団体とされていましたが、平成12年度の都区 制度改革により、区は都と対等になり、住民に身近な仕事は区に優先して 任せるべき時代です。にもかかわらず、財政の面では、昔の制度のまま、 都が最終的に配分などを決める制度となっています。区が子どもだった時 は、親である都がお金を配るのも納得できますが、成人した子どもに親が 一方的にお金を配るのは変ですね。

過去には、首都東京ということで、その中心の23区が均一的に育 っていくことに意味があったかもしれません。しかし、自治分権の 時代にあっては、区は独立した一人前の存在です。各区が身近な行政を行 う責任を持っているのに、区に入るべき税を都が配分するのは不自然な感 じがします。

◆今、何が問題になっているのですか、また最大の争点は何ですか。

都と区の役割が明らかになったにもかかわらず、実際は、区民の 区長 生活に直結する大きな課題が残りました。

都区の役割分担に基づく財源配分の問題や清掃関連経費の取り扱 いなど、いわゆる「主要5課題」といわれている問題ですね。平成 12年には解決できず、平成17年度までに都区双方が誠意を持って協議する ことを確認しています。

その中で、最大の争点は、都が行う市町村事務(大都市事務)の問 題といってよいでしょう。都が行う事務は三つあります。広域的立 場から行う府県事務、特別区に対する連絡調整事務、そして、大都市事務で す。大都市事務とは、一般的に市町村が行う事務のうち、首都東京の一体 性、統一性を確保する観点から、都が行う必要があるとされている事務の ことです。この大都市事務には、23区の区税の一部が使われています。例え ば、上下水道や消防などの仕事がこれにあたりますが、その他に都が示し た事務の中には、東京国際フォーラムや江戸東京博物館の運営などがあり ます。このようなものまで区税でまかなうべきとは到底考えられません。

広域的自治体である都と基礎的自治体になった区の役割分担をど うするか、という問題が問われています。にもかかわらず都は調整 3 税を使って何をやっているのか明確にしていません。基本にある役割分 担があいまいなまま財源の議論はできません。東京国際フォーラムや江戸 東京博物館に23区の区税を使うというのに、建てるときには、23区に何の相 談もなかったはずです。

都は、大都市事務の範囲をできるだけ広くとらえ、市町村財源を 手放したくないのでしょうが、東京国際フォーラムも江戸東京博物 館も広域的な大規模施設で「府県事務」のはずです。

ところで、調整3税は都全体で約1兆5千億円。本来23区固有の財源で、 23区の区民のために使われるお金ですが、都が、大都市事務として市町村 事務の一部を肩代わりしていることから、23区が52%、都が48%という割合 で配分しています。従って、23区は約0.8兆、都は約0.7兆になりますが、こ の52%という数字にも明確な根拠がありません。

調整3税を都が徴収し、23区に配分している今の仕組みもおかし い。本来、23区で集めて、都へ配分するのが地方自治の精神だと思 います。都市計画税も、本来区税であるのに、ほんの一部しか区で使われ ていない。

23区が都の内部団体だったときは、都が市の事務を行っていたの で、区税を徴収する意味もあったのですが、23区が基礎的自治体にな った今、区民に身近なところで税の使い方を決めるべきです。

都は、もう一度、原点に戻り大都市事務の範囲を明確に示すべき です。そうしないと、23区の区民の税金が何に使われているのか、本 当に23区の区民のために使われているのかがわからず、区民の皆さんに説 明できません。

◆今後の都区制度はどうあるべきでしょうか。

市と同じ扱いをすること。平成12年に清掃事業が区に移管されて から、ごみのふれあい収集や夜間収集など、区民の要望に迅速にき め細かく対応したサービスが可能となりました。都の時代ならとてもでき なかった、身近な区だからこそできたことなのです。

ですから23区のことは23区が決めること。地方分権とは、地方が 自ら考え決めることです。国や都がいろいろ言ってくるのは分権に 反する。23区間の財政調整も、区が自ら行うのが本来の姿です。また、現在 では、市と区の違いはほとんど何もないのが実情です。「区」という名称もも う一度検討した方がいいかもしれません。23区の自治が実現した先に、初め て都区が対等のパートナーとしての関係を築くことができると思います。

◈解決に向けて

安易な妥協はせず、今年度中の解決に向けて不退転の決意で望み ます。いわば23区が成人となり、成人した者が社会人となるとき、 親から独立していくために必要な摩擦だと考えています。そのためにも区 民の皆さんの後押しが必要です。

議会では、23区の議長会で「主要5課題」の解決に関する決議や 都への要請活動を行っています。また、杉並区議会もこの問題では、 以前から特別委員会を設置するなどして議論してまいりました。平成12年 の都区制度改革もこうした活動の延長線上にあるものと自負しております が、今後とも、全会派、全議員が一致して、区と一体となって行動してい く決意です。単に、財源の配分というお金の問題に矮小化するのではなく、 都と区の役割をきちんと確認した上で、都区の間で協議を尽くして解決し ていくことが重要です。少し分かりにくいかもしれませんが、議会も区民 の皆さんにご理解いただくために今後とも努力してまいります。

未完の都区制度改革 都区財政調整制度の 課題って何だろう?

平成12年の都区制度改革前は…

23区は、東京都の内部団体とされ、まるで東京都の「子ども」でした。 自分の仕事を自分で決められず、必要なお金は東京都から「お小遣い」 としてもらっていました。残りのお金は東京都が水道・消防などの事



お財布のなかみ(固定資産 税・市町村民税法人分・ 特別土地保有税)は約1.5 兆円です。23区ではこれ らの税は都税になってい ます。特別区間の行政水 準のバランスを調整する ため、東京都が23区の需 要に応じて配っています。

都区制度改革以後なのに…???

23区は、東京都から独立した自治体になりました。

「大人」になって東京都と対等になり、お財布の中の一割割合も23区の個 有の財源になったはずです。清掃事業などの仕事も都から移管されました。 でも、やっぱり、必要なお金は東京都からもらい、東京都に残るお金の使 い道も明らかではありません。区にとって必要な仕事も多くは東京都に残





移管した事務の経費を 上乗せしたけれど…役 割分担に見合った配分 かどうか検証できてい ません。また、反映さ れていない経費もあり ます。

都は、自ら使っている 48%の内訳を明らか にしていません。

そのほかにも…?

清掃事業は「23区の仕事」になったはずです。 でも、東京都がつくった清掃工場の借金については、相 変わらず東京都が払っています。

その分の財源は23区に配分されて いないので、これから23区が工 場をつくったり改築したりする 財源がありません。

52%には 入って いません!!





こ れ でも、23区には自分のでも、23区には自分のお金がか 4 さい

私たちは、自分のことは自分で決めたい。 必要な経費は自分のお金で払いたいのです!!今年が都区協議の正念場です。